

品川区妊婦・産婦歯科健康診査実施要綱

制定 平成 7 年 4 月 1 日 区長決定

要綱第 2 1 号

改正 平成 1 2 年 3 月 要綱第 2 6 号

改正 平成 1 6 年 3 月 要綱第 4 2 号

改正 平成 2 0 年 4 月 要綱第 6 4 号

改正 平成 2 1 年 3 月 要綱第 1 0 6 号

改正 平成 2 7 年 4 月 要綱第 1 0 0 号

改正 平成 3 0 年 3 月 要綱第 9 4 号

(目 的)

第 1 条 品川区妊婦・産婦歯科健康診査（以下「妊婦・産婦歯科健診」という。）は、う歯及び歯周疾患等の疑いのある妊婦および産婦を早期発見し、早期治療の促進を図るとともに歯の保健に関する正しい知識の普及を行うことにより、妊娠時および産後における歯の健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(健診対象者)

第 2 条 妊婦・産婦歯科健診の健診対象者は、区内在住の妊婦および分娩後 1 年未満の産婦とする。

(事業の実施)

第 3 条 妊婦・産婦歯科健診は、地区歯科医師会に委託して実施する。

(実施機関)

第 4 条 地区歯科医師会は、同会に加入している医療機関のうちから、実施機関を指定するものとする。

(受診回数)

第 5 条 健診の受診回数は、妊娠時に 1 回および分娩後 1 年未満の間に 1 回とする。

(費用)

第 6 条 健診に要する費用は、全額区の負担とする。

(診査内容)

第7条 妊婦・産婦歯科健診は、次の項目について行うものとする。(4)の検査はWHOプローブを用い、CPIを判定する検査方法を行うものとする。

- (1) 歯の状況調べ
- (2) 疾病異常の有無
- (3) 歯の汚れの検査
- (4) 歯周病の進行程度の検査

(区民への周知)

第8条 区は、区民に対して健診実施の周知を図るため、区の広報紙等への掲載、実施機関へステッカー等の掲示をするものとする。

- 2 妊娠届出時に、妊婦歯科健康診査受診票を交付するものとする。
- 3 乳児(4か月児)健康診査時に、産婦歯科健康診査受診票を交付するものとする。

(受診方法)

第9条 受診希望者は、妊婦歯科健康診査受診票または産婦歯科健康診査受診票を提出して、受診するものとする。

(診査後の処置)

第10条 実施機関は、受診者に指導区分を附し、必要な指導を行うとともに、妊婦・産婦歯科健診の診査結果を地区歯科医師会に報告するものとする。

- 2 地区歯科医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

(請求手続)

第11条 地区歯科医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日より適用する。